

平成25年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
厚生労働大臣

下諏訪町議会議長 中村 奎 司

介護保険に関する意見書

厚生労働省は、11月14日、150万人が認定を受ける「要支援」向けの介護保険サービスを、市町村の事業に全面的に移すとの方針を撤回する考えを社会保障審議会介護保険部会に示しました。

介護サービス費用の4割を占める訪問看護やリハビリなどについては、引き続き介護保険によるサービスを継続する一方で、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）についてはあくまで市町村に移管するとしています。撤回方針は、サービス切り捨てや、負担に反対する世論と運動に押されたものですが、訪問・通所介護については切り捨てに固執しています。また、利用者負担についても、一定以上の所得者の自己負担を現行の1割から2割に引き上げたり、施設入所の低所得者に対する補助を縮小するなど、負担増を強いる姿勢も変わっていません。

しかし、訪問看護やリハビリ、訪問入浴介護などは、全国一律の保険給付として残さなければ支障をきたすというのなら、訪問介護と通所介護だけを保険から外していいと言う理屈は成り立たない、という意見が介護保険部会からも相次いだと報道されています。

要支援者への介護サービスは、予防介護として位置づけられ、介護の重度化を防止するためとされてきました。高齢化が進むなか、健康で生き生きと暮らすことは、国民の願いであり、介護の重度化を予防するためには介護予防の充実を図ることが一層重要になっています。

よって国におかれては、要支援と認定された高齢者に対する保険給付は、これまで通り行うよう、強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。